

県教委への要請行動（8月3日）御報告！

毎年、夏に県教委要請行動を実施しています。前半の1時間は総務課と管理課へ全員で、後半の1時間は総務課、学校人事課、高校教育課の3つに分かれて要請しました。

こうした要請によりこれまで各高校での施設改善、労働環境の改善が図られてきました。具体的には、エアコンの増設、休養室の整備、トイレの改善といったハード面から、県提出書類の簡易化、介護休暇の充実などのソフト面まで多岐にわたります。

県教委で働く方々も学校現場からの直接の声（説明や訴え）は「問題点が具体的に分かり、ありがたい！」とのこと。県教委からは各部署の次長、係長、主任といった方々が参加しますが、高校現場を体験したことのない人が多数いるので有意義とのことでした。

コロナ禍中での、夏の「要請」のポイントは以下のとおりです。

1、少人数学級への理解が多方面で進んでおり、今後も少人数化を進めてほしい。

6月の分散登校により、全国的に大勢の教職員が20人学級を体験し、その教育的効果を実感しました。7月初めには「全国知事会、全国市長会、全国町村会の3団体が萩生田文科大臣に対し、公立小中学校で少人数学級を早急に導入するよう求める緊急提言書を連名で提出」とのニュースも報道され、行政側の人たちの理解も進んでいます。県教委も小中学校でのさくらプラン・わかばプラン、中央中等や2クラスの高校での少人数学級を徐々に進めてきましたが、一方で学級減や統廃合による予算削減も断行してきました。少人数学級を推進してゆきとどいた教育を実現すること、教育予算の増額を図ることが今まさに重要となっています（国・県向けの教育署名へのご協力もお願いします）。今回の意見交流では、県教委の考え方を確認することができました。

2、「長時間過密労働」を改善してほしい。

例えば、長崎県では県立学校総括安全衛生委員会により、全県の超過勤務の実態がデータとして発表されています。群馬県でもまず超過勤務の実態を明らかにし、その共通理解から「労働基準法違反の勤務実態」を是正する必要があります。学校人事課への要請行動では、コロナ禍により6月からの長時間勤務を説明し、夏季休暇も取れない職場の実態を説明しました。毎年、現職死が起きてしまっていることを「仕方ない」と諦めるのではなく、教職を目指す若者も含めて希望が持てるように皆で世論を変えていきましょう。この要請項目については、少人数学級の導入、前期後期の高校入試の一本化、部活動の適正化など多くの要請項目に関連するため、今回の要請行動でも各部署で強調しました。

3、特別教室へのエアコン設置などの施設改善を！

このことについては、各職場でも事務長から要求を出してほしい、と言われたことと思います。でも、毎年要求を出していて、その結果「予算がなくてだめだっ。」となれば職員の士気も下がります。組合の要請行動では当局と直接やり取りができ、管理課が学校へ足を運んでできることから改善してくれるので、目に見える成果があります。今回は「〇〇高校の特別教室（家庭科室・芸術教室・実習室など）に冷房がなくて授業が大変、熱中症が心配です。」と具体的に説明しました。「妊娠中なのに和式トイレしかない」という切実な声もありました。

職場をめぐる様々な問題について、皆様のご意見・情報をお寄せください。
高教組は教職員の労働条件改善のために頑張ります。ご支援・ご加入をお願いいたします。

群馬県高等学校教職員組合

(TEL:027-231-2784/FAX:027-231-2787)

ホームページはこちら

<http://www.ghtu.org/>

